

徳島ヴォルティス・サステナビリティ事業活動支援業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

徳島ヴォルティス株式会社(以下、「徳島ヴォルティス」という。)は、徳島ヴォルティス・サステナビリティ事業活動支援業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 業務概要

(1)業務名

徳島ヴォルティス・サステナビリティ事業活動支援業務

(2)業務目的

Jリーグは2024年、サステナビリティ領域での取り組みを「気候アクション(PLANET)」、「インクルーシブな社会へ(PEOPLE)」、「地域コミュニティの醸成(COMMUNITY)」という3つのテーマで再整理し、全国にあるJリーグ全60クラブで地域の多様なステークホルダーと共に社会課題を解決していくことを目指している。

徳島ヴォルティスにおいても持続可能性を持った経営を進めていくため、クラブのスタッフのサステナビリティに対する知識を深める研修を実施するとともに、サステナビリティに関する課題の洗い出しや今後の計画・実行に繋がる提案を業務委託することにより、今後の方針策定に向けた基盤を築くことを目的とする。

(3)業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4)委託期間

契約締結の日から2026年2月28日(土)まで

2 委託費の上限額

1,430千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1)提案事項を的確に遂行できる能力を有する者

(2)法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体

イ 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成

11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

ウ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者

エ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

オ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者

カ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当で無いと認められる者

4 企画提案書等の作成及び提出方法等

(1)提出書類及び部数

次の書類を提出すること。

① 誓約書(様式第1号) 1部

② 提案者の概要等(様式第2号) 1部

③ 企画提案書(様式第3号) 正本1部

④ 見積書(任意様式) 正本1部

⑤ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 1部(発行後3ヶ月以内のもの、写し不可)

(2)提出期限

企画提案書等の提出

2025年9月26日(金)17:00【必着】までに、4(1)①～⑤に記載する書類等を提出すること。

なお、郵送により提出する場合も同様とする。

(3) 提出方法

持参または郵送もしくは電子メールにより、期限までに「9 問合せ先及び各種書類の提出先」へ提出すること。

(4)提出についての留意点

① 参加者は、企画提案書の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容に同意したものとす

る。

② 企画提案書は1者につき1提案とする。

- ③ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。
- ④ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤ 提出された企画提案書は、徳島ヴォルティスにおける使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- ⑥ 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。
- ⑧ 提出書類が次のいずれかに該当する場合には、原則として、当該書類を無効とする。
 - ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - イ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ⑨ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に徳島ヴォルティスの承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ⑩ この業務により知り得た秘密は、第三者に漏らさないこと。

5 質問の受付

(1)受付期間

2025年9月16日(火)から同年9月19日(金)17:00まで

(2)受付方法

電子メールにより、「9 問合せ先及び各種書類の提出先」あてに質問書(様式第4号)を提出すること。

(3)回答方法

参加申込者に対し、電子メールにより回答を送付する。

6 委託候補者の選定

委託候補者の選定は、徳島ヴォルティスが設置する「選定委員会」における総合的な評価を踏まえて決定する。

7 選定のスケジュール(予定)

2025年9月16日(火) 募集開始

2025年9月19日(金)17:00 質問受付締切

2025年9月26日(金)17:00 企画提案書の提出締切

2025年9月29日(月)(予定) 審査委員会

2025年9月30日(火)(予定) 結果通知・契約締結・業務開始

8 契約の方法

- (1) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、徳島ヴォルティスと委託候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある。
- (2) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

9 問合せ先及び各種書類の提出先

徳島ヴォルティス株式会社

事業本部事業部ホームタウングループ

〒779-0108

徳島県板野郡板野町犬伏字瓢谷2-22

電話番号088-672-7252

E-mai info@vortis.jp